

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会

第1回会議

日時 平成22年4月23日(金)
午後1時30分～4時
会場 さいたま市立中央図書館
イベントホール

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 会則説明
- 4 委員委嘱
- 5 「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会会長・副会長の
選出
- 6 議題
 - (1) 「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定について
 - (2) その他
- 7 田島ヶ原サクラソウ自生地の現状について(現地視察)
- 8 閉会

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会会則

(目的)

第 1 条 この会則は、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 条 委員会は、さいたま市教育委員会の諮問を受けて、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画の策定について検討するものとする。

(事務処理)

第 3 条 委員会の事務局は、さいたま市教育委員会文化財保護課内に置き、文化財保護課職員がこれにあたる。

(委員)

第 4 条 委員会の委員は、学識経験者、行政関係者、関係団体等をもって組織し、委員の数は 12 名以内とする。

2 委員は、さいたま市教育委員会教育長が委嘱する。委員の任期は、当該保存管理計画策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。会長は、委員会を総理し、会議の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。会長及び副会長の任期は、前条第 2 項に定める任期とする。

(議事成立)

第 6 条 委員会の議決は、出席委員の過半数以上の賛同をもって成立するものとする。

(経費)

第 7 条 委員会の運営に関する経費及び委員の報酬は、さいたま市教育委員会の予算をもってこれにあてる。

(その他)

第 8 条 この会則に定めない事項については、その都度協議して定める。

附則

この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会委員等

[委員（学識経験者）]（五十音順、敬称略）		
磯田 洋二	さいたま市文化財調査専門員	
小茂田 美保	さいたま市文化財保護審議会委員	
佐々木 寧	埼玉大学大学院理工学研究科教授	
堂本 泰章	埼玉県生態系保護協会事務局長	
藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科准教授	
鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学科教授	
[委員（行政関係者）]（敬称略）		
国土交通省荒川上流河川事務所長	三橋 さゆり	充て職
埼玉県大宮公園事務所長	津田 賢一	〃
さいたま市都市局都市計画部長	元井 典雄	〃
さいたま市南部都市・公園管理事務所管理課長	吉川 昇男	〃
さいたま観光コンベンションビューロー常務理事	鯉沼 貢	〃

◎助言・指導者（敬称略）

文化庁文化財調査官[天然記念物担当]	本間 暁	充て職
埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 [指定文化財保護担当]	須田 大樹	〃

◎事務局

さいたま市教育委員会 生涯学習部 文化財保護課 文化財保護係 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 TEL 048-829-1723	
小野 安史	生涯学習部長
小倉 均	文化財保護課長
野尻 靖	文化財保護課副参事 兼 文化財保護係長
渡辺 房子	文化財保護課文化財保護係主査

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定事業の概要

1 名称 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定事業

2 事業の期間 平成 22 年度～24 年度(3 ヶ年継続事業)

2 事業の主体者 さいたま市教育委員会

4 事業の目的 平成 8 年度から 12 年度にかけて実施された「特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖実験調査事業」(国庫補助事業)では、『大正 9 年の指定以来 80 余年を経過するなかで、指定地及びその周辺の自然環境は変化を遂げ、指定当時の植生を維持することが困難になってきているため、現状を踏まえた上での将来を見通した保存計画を策定することが必要であり、その計画を実施することが急務である』とされ、そのためには、現状の問題点の把握、長期的な対策を立てること、その対策を実施するための方策を模索すること、そして可能なものから実行に移すことが「提言」で求められている。

この「提言」を受けて、市では可能なものは実行に移し、その趣旨を反映させてきたが、近年の「田島ヶ原サクラソウ自生地」では、その生育株数が平成 15 年の推定 230 万株をピークとして、20 年度には 160 万株、21 年度には 145 万株にまで減少し、下降傾向が顕著に窺われる。また、同時期に花を付けるノウルシが急激に増殖し、サクラソウの群落を大きく覆っており、日照面からサクラソウ生育に与える影響も懸念されていて、「提言」で求められた、現状を踏まえた上での管理上の対策が急務といえる。

一方、現在、指定区域は擬木とワイヤーロープで区切られているものの、地番で指定された指定区域とは明らかに相違していて、指定区域の境界も明確でないため、管理上で支障をきたしているほか、指定区域内に園路が存在しているため、そこを来訪者が通行するという自生地管理上の問題点も多数存在している。この点は、先の「提言」でも「管理施設の問題」として指摘されており、早急な改善が必要と考えられる。

これらの状況を踏まえ、サクラソウとしてはわが国唯一の国指定であり、県の花・市の花としても一般に親しまれている『田島ヶ原サクラソウ自生地』の保護管理をより適切に実施するため、将来を見通した保存管理計画の策定や長期的な対策を立て、自生地の植生維持を図るとともに、指定区域の明確化や観察路部分の確定などのゾーニングに関わる基本的な諸課題を解決しようとするものである。

5 事業の内容

[指定範囲の確定]

- ・境界測量、確定及び境界杭打ち

[現況把握]

- ・群落分布調査の実施(植生図作成)など

[将来を見越した管理計画の策定]

- ・保存管理計画策定

保存管理計画策定委員会を設置し、指定地内外の保存管理方法を決定

[その他]

- ・上記の諸事業を行うに必要な調査及び作業
- ・報告書の刊行

6 年間事業内容

第1年度 保存管理計画策定会議

第2年度 (指定範囲の確定、植生図[秋篇]作成)、保存管理計画策定会議

第3年度 (植生図[春篇]作成)、保存管理計画策定会議、報告書刊行

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」

保存管理計画策定に向けて

1. 過去の経緯

大正9年に国の天然記念物(昭和27年国指定特別天然記念物)に指定されて以来、約90年経過するが、保存管理計画そのものは未だ策定されていない。平成8年度から12年度にかけて実施された「特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖実験調査事業」(国庫補助事業)では、『大正9年の指定以来80余年を経過するなかで、指定地及びその周辺の自然環境は変化を遂げ、指定当時の植生を維持することが困難になってきているため、現状を踏まえた上での将来を見通した保存管理計画を策定することが必要であり、その計画を実施することが急務である』(以下、『提言』と称す。)とされている。爾来、約10年経過するが、未だ保存管理計画は策定されずに経過してきた。

2. 『提言』の内容

別紙「田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画への提言」参照。

3. 『提言』の実現状況

可能なものから実行に移すことが『提言』で求められている。ボランティアの養成や見学会の開催等、実施可能なものについては実現させた。また、『提言』にはないが、平成19年度より自生地内での冬季のオギ・ヨシ類の草焼きを復活させ、有効と思われる管理作業を継続して実施している。

4. 保存管理計画策定の目的

田島ヶ原サクラソウ自生地は歴史上及び学術上の高い価値を認められ、昭和27年に国の特別天然記念物に指定された。このことは、田島ヶ原サクラソウ自生地がこの土地に残された一種の記念物として、国民共有の財産であるとともに、周辺地域と自然とが一体となって環境を構成する一要素であることを意味している。

しかしながら、近年周辺環境の変化とともに、生育株数の減少などさまざまな問題が生じてきた。

このため、田島ヶ原サクラソウ自生地を将来にわたって永久に保存管理する保存管理計画を策定する必要がある。これにはまず自生地や周辺環境の変化を把握して、それを踏まえて保存管理及び活用の基本方針を策定することが必要である。

5. 保存管理計画の内容

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第6条に規定される、管理のための計画に記載されるべき事項は、種類及び名称、指定年月日、所在地、計画を定めた教育委員会、管理の状況、管理に関する基本方針、現状変更等の許可の基準及び適用区域、その他参考事項である。

6. 保存管理計画での基本的な理念

- 1) サクラソウが自生する場所としての保存と継承を図る。
 - ・貴重な植物であるサクラソウが自生できる場所としての機能を存続させるとともに、将来的に生育株数の増加を図る。
 - ・自生地は、茅場としてのカヤの刈り取りに見られるように、以前は農業行為との共生の中で維持されてきたものであり、自然のままではなく、人為的に手を加えた中での保存を図る。
- 2) サクラソウと同時に生育する稀少植物の保護及び外来植物への対応を図る。
 - ・自生地内の稀少種の保護を行う。
 - ・外部から侵入する帰化植物への対応を図る。
- 3) 郷土意識の高揚、生涯学習の場としての活用を図る。
 - ・田島ヶ原のサクラソウの稀少性を発信し、維持管理を含む保護活動に自ら参加することにより、郷土の宝を守る活動の一助を担っていることを自覚し、誇りが得られるようにする。
 - ・見学会や広報活動を通して、様々な学習機会を提供する。

7. 保存管理計画での基本的な方針(上記「5. 保存管理計画の内容」でいう管理に関する基本方針)

- ・生育株数増加・植生維持のため、自生地内で行うべきこと(それを行う場合における「現状変更」の取り扱いを含めて)を提示する。
- ・環境改善のため、周辺地で行うべきこと(ゾーニングとその管理方法)の提示
- ・周辺に設置された公園との共生を検討する(隣接する「さくら草公園」のあり方及び今後について、あるべき姿を提示する)。
- ・指定範囲及び園路を確定し、囲柵部分と指定範囲部分の齟齬の解消及び指定範囲内の「園路」の扱いを提示する。
- ・現状変更の取り扱い基準を明示する(具体的な項目を列挙し、可能、要協議、不可能に分けて提示する)。

8. 保存管理計画の内容となるべき事項

- 1)経過
- 2)周辺環境
- 3)サクラソウの生育にふさわしい環境
- 4)今後目指すべき方向
- 5)日常管理のあり方
- 6)ゾーニング
- 7)行政の体制
- 8)自生地の活用
- 9)施設
- 10)その他

国指定特別天然記念物『田島ヶ原サクラソウ自生地』保存管理計画策定事業計画書

[基本方針]

- 1) 国の特別天然記念物であり、学術的にも貴重なサクラソウが良好に自生する場所としての保存と継承を図る。
- 2) サクラソウと同時に生育する稀少植物の保護及び外から侵入する帰化植物への対応を図る。
- 3) 普及活動等を通して、郷土意識の高揚、生涯学習の場としての活用を図る。

[各年度の施策]

[平成 22 年度](予定)

[保存管理計画策定委員会の開催]

- ・ 4 月末 全体説明、現況把握、問題点抽出等
- ・ 9 月 管理方法等検討
- ・ 1 月末 管理方法等検討

[平成 23 年度](予定)

[保存管理計画策定委員会の開催]

- ・ 6 月 管理計画等検討
- ・ 1 月 管理計画等検討

[指定範囲の確定]

- ・ 境界測量、確定及び境界杭打ち(業者委託)

[現況把握]

- ・ 群落分布調査の実施(植生図[秋篇]作成)

[平成 24 年度](予定)

[保存管理計画策定委員会の開催]

- ・ 4 月 管理計画等検討
- ・ 10 月 管理計画等取り纏め

[現況把握]

- ・ 群落分布調査の実施(植生図[春篇]作成)

[保存管理計画書刊行]

- ・ 3 月

※この他に、保存管理計画策定委員会の中で提案される「調査」等があれば、23・24年度で対応する可能性もあり。

各年度の工程表(案)

[平成 22 年度]

事業名	田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画策定			期間	平成 22 年 4 月 1 日開始 平成 23 年 3 月 31 日終了							
事業項目	平成 22 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保存管理計画策定委員会開催	■					■					■	

[平成 23 年度]

事業名	田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画策定			期間	平成 23 年 4 月 1 日開始 平成 24 年 3 月 31 日終了							
事業項目	平成 23 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保存管理計画策定委員会開催		■									■	
群落分布調査							■					
境界測量、杭打ち業務			■									

[平成 24 年度]

事業名	田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画策定			期間	平成 24 年 4 月 1 日開始 平成 25 年 3 月 31 日終了							
事業項目	平成 24 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保存管理計画策定委員会開催	■						■					
群落分布調査	■											
保存管理計画書刊行										■		